

## 介護職員特定処遇改善加算

### 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに何度かの取組が行われてきましたが「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組みをより一層進める為、経験、技能ある職員に重点を図りながら、介護職の更なる処遇改善を進める」とされ 2019 年 10 月の消費税引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受ける為には以下の要件を満たしている必要があります。

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組みの見える化を行っていること

### 「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには上記の必要条件がありますが、その中で「見える化」に向けた取組みについて介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容をの公表を想定しており、介護サービスの情報公表の制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能である事が明確にされています。

### 職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき特定加算の取得状況を報告し賃金以外の処遇改善に関する取組み内容を下記に掲示致します。

#### ◆ 職場環境要件項目について

##### 「入職促進に向けた取組」

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

##### 「資質の向上、キャリアアップに向けた支援」

- ・研修受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対しての受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修受講の支援等(認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等)

##### 「両立支援・多様な働き方の推進」

- ・職員の事業等の状況に応じた勤務シフト、職員の希望に即した非正規職員から正

#### 規職員への転換の制度等の整備

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

#### 「腰痛を含む心身の健康管理」

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェック等健康管理対策の実施
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・事故、トラブルへの対応マニュアルの作成等の整備

#### 「生産性向上のための業務改善の取り組み」

- ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などの他、介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化等
- ・業務手順の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

#### 「やりがい・働きがいの醸成」

- ・ミーティング等による組織内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

#### 当法人の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

医事研ヘルパーステーションHOT・・・介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ、

生活支援ホーム本城・・・介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ、

※令和6年6月からは制度改正に伴い、上記加算から「介護職員処遇改善加算Ⅱ」に一本化される予定です。